

# 公益財団法人北九州霊園使用規程

昭和49年5月改正

昭和52年8月改正

昭和53年10月改正

昭和54年12月改正

平成9年4月改正

平成10年7月改正

平成24年4月改正

平成25年9月改正

(使用規程)

**第1条** 永代使用権利者は、墓地埋葬等に関する法律、その他法令に定めるもののほかこの規程の定めるところに従わねばなりません。ただし、合葬式永代供養墓については別途定めます。

(使用目的)

**第2条** この霊園は、焼骨の埋藏または碑石形象類の建立と、その他の祭祀に供する以外は使用できません。

(使用資格)

**第3条** この霊園は、国籍、宗教のいかんを問わず、どなたでも使用することができます。

(永代使用料及び管理料)

**第4条** この霊園を使用される方は、別に定める永代使用料及び管理料を納入していただきます。

2 管理料は、霊園の事務的管理及び使用者の区画を除く各種設備並びに施設の維持管理に要する一切の費用に使用します。

(権利証の交付)

**第5条** この霊園の永代使用料及び管理料を納入された方に対しては、墓地永代使用権利証を交付します。

2 墓地永代使用権利証を紛失または汚損した場合は、別に定める交付手数料を添えて再交付を受けてください。

(霊域の種類)

**第6条** この霊園には次の区域を設けます。

1. 規格霊域      2. 自由霊域      3. 墓碑移転霊域      4. 永代供養霊域

(使用承諾)

**第7条** この霊園を使用される方は、必ず管理事務所に届出の上、所定の手続きをしてください。

(使用場所の制限)

**第8条** この霊園の使用は、使用される方1人につき原則として1区画とします。ただし、当霊園において特別の事情があると認めるときは、2区画以上を使用することができます。

(使用の承継)

**第9条** この霊園の使用は、使用される方の死亡その他の理由により、当該使用者にかわって祭祀を主宰する方がこの霊園の承認を得て承継することができます。

2 前項の規定により承認を受けようとする方は、使用承継申込書及び承継を証明する書類並びに別に定める手数料を添え管理事務所に申込み、永代使用権利証の書替えを受けてください。

(使用上の制限)

**第10条** この霊園は、使用される方に対し、その使用について制限または条件を付し、適当な処置をとるよう指示することができます。

(使用承諾の取消)

**第11条** この霊園は、別に定める事項に該当する場合は、霊園の使用権利を取り消すことができます。

2 永代使用権を取り消された墓地の使用権は、当霊園に帰属します。

(改葬または移転)

**第12条** この霊園が使用権利を取消したときは、その焼骨または碑石形象類を一定の場所に改葬または移転することができます。

(永代使用料及び管理料の不還付)

**第13条** 既納の永代使用料及び管理料は還付しません。ただし、永代使用権取得3年以内にその場所の全部を原形に回復して返還したときは、既納の永代使用料についてはその半額を還付します。

(霊園の一時使用)

**第14条** この霊園を使用される方が、その使用に伴う工事、その他の必要により霊園内を一時使用しようとするときは、霊園の許可を受けなければなりません。

2 前項の使用期間は、この霊園が特に必要と認めた場合のほかは、1ヶ月を超えることはできません。

(使用者の義務)

**第15条** この霊園を使用される方の墓地区画内は、使用者の責任において維持管理を行ってください。

2 この霊園を使用される方は、工作物の損壊による危険があるとき、また、他人に迷惑をおよぼすおそれがあるときは、すみやかに修理その他の必要な処置をしなければなりません。

3 この霊園を使用される方は、その責任に帰すべき理由により他の墓地に迷惑をおよぼした場合または使用区画以外の施設を損傷した場合は、その責任により補償または補修しなければなりません。

4 この霊園を使用される方が、住所及び氏名を変更した場合は遅滞なく届出をして墓地永代使用権利証の書替をしてください。

(納骨及び改葬の手続)

**第16条** 納骨及び改葬のときは、当霊園備付の書類に市町村長の発行する火(改)葬許可証並びに墓地永代使用権利証を添え、この霊園の承認を受けてください。当霊園は、法に基づき墓籍を作成し保管いたします。

(死体埋葬の禁止)

**第17条** 公衆衛生上、この霊園には焼骨以外の死体並びに死胎、その他の埋葬はできません。

(使用場所の設置制限)

**第18条** 碑石形象類、その他の設備は、別に定める基準によって設置しなければなりません。ただし、墓碑移転霊域は例外とします。

(工事の承認)

**第19条** 碑石形象類の建立、その他の設備工事を行うときは、事前にこの霊園に届出て承認を受けてください。

2 碑石形象類の建立は、墓地使用申込みの日から起算して、規格墓地は1年以内、自由墓地は3年以内に竣工しなければなりません。ただし、特別の事情があり、この期間に建立できない場合は、管理事務所に届出てください。

3 碑石形象類の建立は、原則としてこの霊園の指定業者によらなければなりません。ただし、墓碑 移転霊域については例外とします。

(不可抗力による事故の責任)

**第20条** 天災地変などで不可抗力の損傷については、一切この霊園において責任を負いません。

(規定の改正)

**第21条** 墓地埋葬等に関する法律並びに市条例などが改正されたとき、その他必要ある場合は理事会の議決により改正することができます。